

# 宮古管内土砂災害警戒区域標識設置業務委託 特記仕様書（当初）

## 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、岩手県が発注する「宮古管内土砂災害警戒区域標識設置業務委託」に適用するものであり、これに示す以外は土木工事共通仕様書・土木工事共通特記仕様書（令和6年4月1日以降適用 岩手県県土整備部）に基づくものとする。

## 第2条 業務の目的

土砂災害警戒区域において注意喚起を促すための、土砂災害警戒区域標識の設置を行うことを目的とする。

## 第3条 土砂災害警戒区域標識の仕様等

### 1 土砂災害警戒区域標識の仕様は以下のとおりとする。

- 土砂災害警戒区域標識の規格・材質

	高さ	幅	材質
電柱巻付タイプ <sup>°</sup>	600mm	300mm	亜鉛板

- 土砂災害警戒区域標識に使用する地図については、国土地理院の基盤地図を使用すること。
- 土砂災害警戒区域標識に使用する図記号については、「災害種別の図記号（JIS Z8210）」を参照とすること。
- 土砂災害警戒区域標識の表示方法については、「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を参照とすること。
- 土砂災害警戒区域標識の板面については、別紙-1を参照とするものとするが、詳細については発注者と協議のうえ決定するものとする。

### 2 支柱並びに土砂災害警戒区域標識の設置高

土砂災害警戒区域標識の設置高さ（路面から下端まで）は、電柱巻付けタイプ<sup>°</sup>は1.60mを標準とする。ただし、これにより難しい場合においては、発注者と協議し決定するものとする。

### 3 土砂災害警戒区域標識の基礎及び支柱

土砂災害警戒区域標識の基板及び支柱に使用される材料については、強度、じん性、耐久材等の材質が確かなものでなければならない。また、厚さやそり等の形状・寸法等の品質が確かでなければならない。

### 4 土砂災害警戒区域標識板の構造

- 構造の原則

土砂災害警戒区域標識の構造は、当該標識板の構造形式及び付近状況を勘案し、自重、風荷重その他の当該標識板に作用する荷重及びこれらの荷重の組み合わせに対して、十分安全なものでなければならない。

- 構造設計上の配慮事項

土砂災害警戒区域標識の基板を支柱等に取り付けるにあたっては、歩道の通行者等の第三者に対する人的被害のおそれ等、付近の状況を勘案し、必要に応

じて当該標識の構造の設計において、取付け部の一部の損傷が原因となって基板が落下しないよう措置しなければならない。

- ・ 耐久性の検討

土砂災害警戒区域標識の部材設計にあたっては、腐食や疲労等の経年的な劣化を考慮しなければならない。

#### 第4条 土砂災害警戒区域標識の施工

土砂災害警戒区域標識の施工にあたっては、少なくとも以下を配慮しなければならない。

- ・ 付近の他構造物の仕様性や安全性に影響を及ぼさないこと。
- ・ 交通に影響しないこと。
- ・ 付近の通行者等の安全が確保されること。

#### 第5条 情報共有システム

本業務は、情報共有システムの利用について受発注者間で協議を行う業務とする。契約後、情報共有システム（※）の取扱いについて別紙1により協議すること。

※情報共有システムとは、調査職員等及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することで業務の効率化を図るものをいう。

詳細については、以下のホームページ「情報共有システム(ASP)の利用について」を参考とすること。

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020281.html>

#### 第6条 その他

業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督職員に協議すること。

# 土砂災害に注意!



ここは

## 土砂災害警戒区域 (がけ崩れ・地すべり) Steep slope failure, landslide

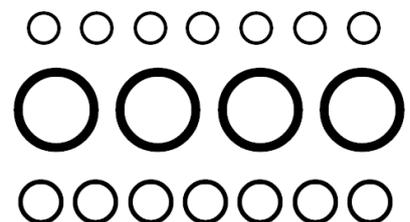


- 土砂災害の危険性が**高い**区域
- 土砂災害の危険性が**特に高い**区域



### ひなんばしょ 避難場所

Evacuation area



## 岩手県〇〇広域振興局土木部

# 土砂災害警戒区域標識設置箇所調査等特記仕様書

## 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、岩手県が発注する「宮古管内土砂災害警戒区域標識設置業務委託」のうち、土砂災害警戒区域標識設置箇所調査等（以降、本調査という）に適用するものであり、これに示す以外は本特記仕様書に定めのない事項については岩手県県土整備部制定の「測量業務等共通仕様書（令和 6 年 10 月 1 日以降）」及び「設計業務等共通仕様書（令和 6 年 10 月 1 日以降）」によるものとする。

## 第2条 目的

土砂災害警戒区域について、現地調査を行い、板面の内容、設置方法、設置箇所等の調査を行うことを目的とする。

## 第3条 内容

### 1 現地調査

設置方法、設置箇所等の確認及び土砂災害警戒区域標識の設置に必要な調査を行うものとする。

### 2 とりまとめ

現地調査の結果をとりまとめ、土砂災害警戒区域標識の板面の概略版を作成し、発注者の確認を受けるものとする。

### 3 管理台帳作成

土砂災害警戒区域標識の設置後、設置箇所の情報をまとめた管理台帳を作成すること。管理台帳に必要な記載内容(A4用紙1頁程度)は、発注者から指示するものとする。

## 第4条 業務打合せ

本調査に関する打合せ協議は、着手時、取りまとめ時の計2回とする。  
この他、必要が生じた場合にはその都度打合せを行うものとする。

## 第5条 成果品

- 1 管理台帳 2部（A4版）
- 2 管理台帳 2部（CD-R、DVD-R等）

## 事前協議チェックシート〔情報共有システム（ASP）〕

(ASP:Application Service Provider)

## 1 協議実施日等

協議実施日	令和 年 月 日		
出席者	発注者		
	受注者		

本工事で情報共有システムを利用しない場合、枠内にその理由を記載すること。

--

## 2 情報共有システムの取扱い

## (1) 情報共有システム利用諸条件

利用開始日	令和 年 月 日		
発注者必要ID数 (例: 5ID)	ID	↓ワークフロー機能対象者○、非対象者×	
発注者	職名		氏名
	職名		氏名
受注者必要ID数	ID		
受注者	職名		氏名
	職名		氏名
1 データ当りの最大容量	MB以内	(設定が必要な場合に記載)	
全データの最大合計容量	GB以内	(設定が必要な場合に記載)	
その他特記事項			

## (2) 情報共有システム利用対象機能

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考 (補足情報等を記載)
			発注者	受注者	
基本情報管理機能		テクリスファイルインポート		○	
掲示板機能		記事・コメント機能の利用	○	○	
スケジュール管理機能		発注者のスケジュール登録	○		
		受注者のスケジュール登録		○	
発議書類作成機能・ ワークフロー機能・ 書類管理機能・ 工事書類等入出力・ 保管支援機能		業務計画書		○	
		業務打合せ・協議記録簿		○	
		貸与品借用書		○	
		貸与品返納書		○	
		身分証明書交付願		○	
		業務履行報告書		○	
		事故報告書		○	
		指示書	○		
		承諾書		○	
		協議書		○	
	報告書		○		
	提出書		○		

※ チェック欄には、情報共有システムを利用する場合「○」、従来どおり対面で連絡する場合「×」を記入すること。

## 電子納品特記仕様書〔業務〕

### 1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

### 2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- |  |
|--|
| <p>(○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。</p> <p>( ) 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</p> |
|--|

※いずれかに「○」を記入すること

### 3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面			
PHOTO	写真		○	
SURVEY	測量			
BORING	地質			

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

### 4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体 (CD-R) で 2 部提出すること。

### 5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

### 6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

# 電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者  
住 所  
氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
  - ・ 電子チェックシステムのバージョン：\_\_ . \_\_ . \_\_
  - ・ チェック実施年月日：令和\_\_年\_\_月\_\_日
  
- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
  - ・ 1/○：\_\_
  - ・ 2/○：\_\_